

電化厨房電力量協定基準

【電化厨房電力量の協定】

当社の電化厨房契約（選択供給条件）の電化厨房電力量は、お客さまの業種に応じ、1月につき次のとおりといたします。

なお、その1月の使用電力量等から電化厨房電力量が不相当と認められる場合には、すみやかに電化厨房電力量を適正なものに変更していただきます。

1 電化厨房電力量

次により算定された値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

電化厨房機器の総容量（出力）× 2に定める協定基準稼働時間

2 協定基準稼働時間

(1) お客さまの業種に応じ、次のとおりといたします。

業 種	協定基準稼働時間	業 種	協定基準稼働時間
飲食店	70時間	スーパー	55時間
病 院	40時間	保育所 社員食堂	25時間
学校給食	10時間	旅 館 ホテル	50時間

(2) (1)に定めのない業種の場合は、電化厨房機器の使用実態等にもとづき、お客さまと当社との協議によって、(1)に準じて定めます。

【日 割 計 算】

標準供給条件23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の電化厨房電力量は、標準供給条件別表8（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたし

ます。

【実 施 期 日】

この電化厨房電力量協定基準は、平成28年4月1日から実施いたします。

